

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 使用人兼務役員に対する歩合給

Q. 部長を使用人兼務役員にしようと思っています。これまでどおり、固定給のほかに歩合給を支給しようと思いますが、損金に算入できますでしょうか？

A. 不相当に高額でなければ損金に算入することができます。

役員に支給する給与のうち次のものは、定期同額給与として損金の額に算入されます。

①その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの

②給与改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

すなわち、定期同額給与は、定期給与のうちその事業年度の支給額が同額である給与をいいますから、たとえ一定の算定基準に基づいて、規則的に継続して支給されるものであっても、その支給額が同額でない給与は、定期同額給与には該当しないこととなります。

したがって、各月の支給額が異なることとなる歩合給等は、法人税法に規定する利益連動給与のうち一定の要件を満たすものに該当するものを除き、損金の額に算入されません。

ただし、使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する給与について歩合制を採用している場合には、不相当に高額なものに該当しない限り、原則として、損金の額に算入されることとなります。

そこで、使用人兼務役員とされない役員は、次のように規定されています。

①代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人

②副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員

③合名会社、合資会社及び合同会社の業務を執行する社員

④取締役(指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限る)、会計参与及び監査役並びに監事

⑤同族会社のうち一定の要件を満たす者

相続税

★ 特定遺贈と代償分割

Q. 私は夫を早くに亡くし、夫の母の世話をしてきました。そんなこともあって、母から自宅を遺贈してもらいますが、その代わりに私の預金を夫の兄弟に渡したいと考えています。こんなことはできますでしょうか？

A. 特定遺贈の場合は、代償分割はできません。

遺贈とは、遺言によって財産を贈与することですが、遺贈には「特定遺贈」と「包括遺贈」の2つの遺贈があります。お尋ねのように特定の財産(この場合は自宅)を贈与するという遺贈は特定遺贈といい、財産の半分を贈与するというように遺産全体に対する割合で贈与するものを包括遺贈といいます。

特定遺贈は、特定された遺産だけを相続するのに対し、包括遺贈は、割合だけが決められているだけです。包括遺贈で遺産を取得した者はプラスの財産だけでなく、債務なども引き継ぐことになります。

ところで、代償分割とは、共同相続人又は包括受遺者のうち1人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して債務を負担する分割の方法をいいます。したがって、代償分割をすることができるのは、相続又は包括遺贈によって財産を取得した者ということになりますので、お尋ねのように、特定遺贈によって遺産を取得した者が他の共同相続人に対して債務を負担することは認められません。

贈 与 税

★ 遺贈と死因贈与

Q. 遺贈と死因贈与とはどちらがうのですか？

A. 遺贈とは、遺言で財産をあげることで、死因贈与とは、死亡を原因として財産をあげるという契約です。

どちらも財産を無償であげるもので、かつ、贈与者の死亡によって効力が生じるという点では似ているのですが、遺贈は贈与者の単独行為で、一方的な意思表示であるのに対し、死因贈与は贈与者と受贈者とで交わした贈与契約であるという点で相違があります。

しかし、内容的には非常に似ていることもあって、民法では、死因贈与は遺贈の規定に準じて取り扱うこととなっていますし、相続税の取扱いも同様に取り扱われることとなっています。

両者の違いは次のような点です。

遺 贈	死因贈与
①一方的な財産の無償譲渡	贈与契約
②遺贈の放棄は可能	放棄はできない
③内容がわからない	贈与財産が明確
④遺言が無視されることもある	引渡しが確実
⑤遺言の撤回は新しく遺言を書かないとできない	遺言で撤回できる

そ の 他

★ 死亡退職金と弔慰金

Q. 当社の役員がなくなりましたので、遺族の方に退職金を支給しますが、死亡退職金と弔慰金とでは取扱いが違うと聞きました。どのようになっているのですか？

A. 死亡退職金と弔慰金は、相続税、所得税、法人税においてそれぞれ、次のように取り扱われます。

①相続税の取扱い

相続税法では、退職金は相続税の課税対象になりますが、弔慰金については、

(イ)業務上の死亡は死亡時の賞与以外の普通給与の3年分相当額まで、

(ロ)業務外の死亡は死亡時の普通給与の6か月分相当額まで

が非課税となります。

②所得税の取扱い

所得税法では、社会通念上相当な弔慰金は非課税になりますが、退職金については死亡後3年以内に支給が確定したものは非課税(相続税の対象)となり、死亡後3年経過後に支給が確定したのものについては受け取った人に所得税が課税されます。

③法人税

法人税法では、社会通念上相当と認められる弔慰金及び適正額と認められる退職金は損金の額に算入されますが、退職金のうち不相当に高額な部分の金額は損金不算入となります。なお、社会通念上相当と認められる弔慰金の額については、①の相続税法の規定を目途に支給するといいいでしょう。

所得 税

★ 退職一時金と退職年金

Q. 当社には、退職金を一時金で貰う方法と年金で貰う方法があります。税金の取扱いはどのようになっているのですか？

A. 退職金を一時金でもらう場合と年金でもらう場合とでは、課税関係が次のように違ってきます。

①退職一時金

退職に基因して一時に受給する給与は、退職所得となり、他の所得と分離して課税されますが、この場合の課税対象となる金額は、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{退職所得} = (\text{退職一時金} - \text{退職所得控除額}) \div 2$$

※退職所得控除額

①勤続年数20年以下

$$40\text{万円} \times \text{勤続年数} (1\text{年未満切上げ})$$

②勤続年数20年超

$$800\text{万円} + \{70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})\}$$

②退職年金

一方、退職後に受給する退職年金は、退職所得ではなく、雑所得として課税され、次の算式で求めた額が課税対象とされます。

$$\text{雑所得} = (\text{退職年金等の収入金額} - \text{必要経費})$$

退職年金の収入にかかる経費は殆どなく、収入金額が所得金額になるでしょう。

退職一時金と退職年金では、以上のような差異があり、個人の所得によってどちらが有利とは一概にいえないのですが、一般的には退職一時金の方が税負担が少ない場合が多いようです。